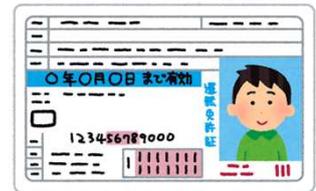




電動キックボードは
『運転免許』 (免許種別は出力による)
『自賠責保険』
『ヘルメット』
『保安装置』と『ナンバー』
が**必要**です。



- ※ 「保安装置」とは、**灯火、ブレーキ、ミラー、後部反射器、警音器**などをいい、基準に適合する必要があります。
- ※ **公道で使用する場合のみ**
(私有地の走行は除く)
- ※ ヘルメット着用義務は国の実証実験区域に限り着用が任意になっています。

宮崎県内で運転するときには

○ 定格出力を確認する！

「原付免許」～定格出力0.6kw以下
超える場合は「自動二輪」の免許が必要です！

○ 歩道や路側帯は走行できません！

原付や自動二輪と同じ「自動車」の扱いです
特に「車道を左側通行」「制限速度」「右左折方法」に注意！

○ 交通ルールと保安基準を確認する！

無免許や整備不良など、「知らなかった」では許してもらえないので、乗る前によくよく確認！！



ツイッターQRコード

★販売店の方へ★

電動キックボードを販売する際は、使用者に分かりやすく説明をしてください。「**運転免許がなくても公道で乗れる**」など**虚偽の宣伝や説明**をすると、**刑事責任**を問われることがあります。

★ 宮崎県警察本部交通企画課 ★